



12月16日(日)は

投票
時間

午前7時～午後8時

※当日投票できない見込みの方は期日
前・不在者投票をご利用ください。

「東京都知事選挙」「衆議院議員選挙および
最高裁判所裁判官国民審査」の投票日です

貴重な一票を無駄にしないよう必ず投票しましょう

問選挙管理委員会事務局☎内線3033

三鷹市で投票できる方

平成4年12月17日までに生まれた方で、24年9月3日以前に市に転入届出をし、引き続き3カ月以上市内に住所を有する日本国民。最近、転居・転入した方と、これから転出する方は、右表でご確認ください。

- (注1) 東京都知事選挙については引き続き都内に住所を有する旨の証明書が必要になります。
(注2) 転出する前であれば三鷹市の期日前投票所で投票できます。この場合、引き続き都内に住所を有する旨の証明書は不要です。
(注3) 転出する前であれば三鷹市の期日前投票所で投票できます。

以前から三鷹市に住所を有し、市内で転居した方	平成24年11月15日以前に転居届出	転居後の投票所で投票できます。
	平成24年11月16日以降に転居届出	転居前の投票所で投票してください。
東京都外から三鷹市に転入した方	平成24年9月3日以前に転入届出	三鷹市で投票できます。
	平成24年9月4日以降に転入届出	東京都知事選挙の投票はできません。 衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査については、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票できますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。
東京都内から三鷹市に転入した方	平成24年9月3日以前に転入届出	三鷹市で投票できます。
	平成24年9月4日以降に転入届出	前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票できますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。▶(注1)参照
三鷹市の選挙人名簿に登録されている方で東京都内に転出される方		三鷹市で投票できます(ただし、東京都知事選挙については、東京都内への移動が市区町村を単位に1回に限る)。▶(注1)・(注2)参照
三鷹市の選挙人名簿に登録されている方で東京都外に転出される方		東京都知事選挙の投票はできません。 衆議院議員選挙は、三鷹市で投票できます。▶(注3)参照

※三鷹市で投票できる方を12月3日(月)に選挙人名簿に登録(選挙時登録)します。新たに登録された方は、12月3日から東京都知事選挙の期日前投票ができます。

投票の方法

- 受付・名簿対照係に投票所入場整理券を出してください。選挙人名簿(パソコン)と照合します。何らかの事情で投票所入場整理券が届いていない場合や紛失された場合は、投票所の係員に申し出てください。本人確認のうえ再交付します。
- 投票用紙交付係が投票用紙をお渡しします。
- 投票記載台で投票用紙に記入してください。
 - 都知事・小選挙区の投票方法
候補者名を書いてください。
 - 比例代表の投票方法
政党名または略称を書いてください。
 - 国民審査の投票方法
今回審査の対象となる裁判官の氏名が印刷されています。やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×印を書いてください。やめさせなくてもよいと思う裁判官については何も書かずに投票してください。
- 投票用紙を投票箱に入れてください。

選挙人名簿の縦覧(選挙時登録)

今回新たに選挙人名簿に登録される方は、選挙管理委員会事務局で名簿を確認することができます。

■12月4日(火)午前8時30分～午後5時

あなたの投票所を確認しましょう

投票日当日は指定された投票所以外では投票できません。投票所入場整理券に記載してあるあなたの投票所を、もう一度確認してください。

代理投票・点字投票

体が不自由なことなどにより、自ら投票用紙に書くことができない方のために『代理投票』の方法が、また、目が不自由な方のために『点字投票』の方法がありますので、投票所の係員に申し出てください。

投票所入場整理券をお忘れなく

投票所入場整理券は、封書で世帯ごとに12月4日(火)に発送します。投票日当日、投票所にお持ちください。なお、4～5日たっても届かない場合や、紛失された場合には、あらかじめ選挙管理委員会へお問い合わせのうえ、投票日当日、投票所の係員に申し出てください。

車いす・老眼鏡

投票所には、車いすや老眼鏡を用意しています。必要な方は投票所の係員に申し出てください。



期日前投票

東京都知事選挙は11月30日(金)から、衆議院議員選挙は12月5日(水)から、最高裁判所裁判官国民審査は12月9日(日)から投票できます。くわしくは2面をご覧ください。



リニューアル工事が進む公会堂の前で完成予想図を持って

三鷹市長メールマガジン

市長のメッセージ、活動記録、部課長コラム、新着情報などをお届けします。登録は、市ホームページまたは携帯サイトからどうぞ。



12月は何かとあわただしい日々が続きますが、皆様にとりまして、心のバリアがほどこされる、そんな月となることを願っています。

さて、「バリアフリー」の取り組みでさらに大切なのは、「心のバリアフリー」です。障がいのある方を含むすべての人々の人権が尊重され、偏見を持たず差別をしないで、人々がお互いを認め合えるために「心のバリアフリー」はとても大切です。12月8日、三鷹市市民協働センターで「心のバリアフリー推進イベント」としてスタジオジブリの作品「猫の恩返し」を上映します。この映画は、視覚障がいのある方が情景をイメージできるように音声ガイドが入り、聴覚障がいのある方にセリフやストーリーがわかりやすいように字幕が入ります。バリアフリー映画を視聴することで、障がいのある方などの置かれている状況や環境を理解し、心のバリアフリーが深まることが期待されます。

たとえば、三鷹市公会堂及び公会堂別館は来年3月初旬のオープンに向けて改修・建替え工事を進めており、その中でバリアフリー化を進めています。すなわち、障がいのある方や高齢者、また子育て中の方にも利用しやすいように、エレベーターやエスカレーターを設置し、難聴の方に音声が届くように磁気ループを設けます。12月2日から1月11日まで公会堂の愛称を募集しますので、ぜひ応募ください(12面参照)。

12月3日から9日までの一週間は、「障害者基本法」で定められている「障害者週間」です。障がいのある人もない人も、ともに地域社会で「共生」するために何ができるか、何をすべきかを考える週間です。そのための重要な考え方に「バリアフリー」があります。「バリアフリー」とは、移動やさまざまなサービスを利用する際に妨げとなる「障壁」を指します。「バリアフリー」とは、それを取り除いたり、やわらげたりすることです。

三鷹市長 清原慶子

「心のバリアフリー」を
深める年末を

市長コラム